

設立の経緯

川崎市内の5つの親の会が自主的に集まって「障がいのある我が子の、親亡き後も含め、一生にわたる権利を擁護する」目的で設立した法人は、全国的にも珍しく、支援して下さる専門家から期待されて産声を上げました。当時（今も）川崎市には障がい者の権利を専門的に擁護するセンターがありませんでした。「親亡きあと」の問題は「親あるうち」に運動したい、他人や行政にお任せするだけでなく、私たち自身が、この川崎でいつまでも我が子が安心して暮らせるようにしたい、そのためにも障がい者の人権を護る運動をしなくては、と決意して設立しました。

権利擁護に関する相談・啓発

市民学習会

障がいのある人の意思決定支援、権利擁護、親亡き後に備えた支援、成年後見制度の利用、相続、信託等のテーマについて、時には「模擬相談」のような形をとって具体的に分かりやすく実施します。

相談事業

個別に、様々な課題について専門家が相談に応じます。

法人後見

- ・障がいのある本人に寄り添い、その意思決定を支援し、時には代弁者として活動します。
- ・関係機関と連携して生活全体を見守り、必要な支援体制を構築します。
- ・代理権がある場合は、契約等の法律行為を代行します。（身上監護）
- ・財産は、本人の意思を尊重しつつ、生活が豊かになるように使用するように支援します。（財産管理）
- ・大きな財産がある場合等は、弁護士等との複数後見を利用する場合があります。
- ・親亡き後を見据えて親との複数後見とする場合もあります。

たかつコミュニティフレンド

障がいのある人達の後見制度がうまく進まない現状に鑑みて制度を使わずにできる支援活動を始めました。「コミュニティフレンド」は支援者という立場ではなく「友達」という立場で障がいのある人のそばにいてくれる人です。原則、第4土曜日の午後1時～3時で茶話会お菓子作りゲーム大会等を開催しています。

法人の運営体制

- ・社員総会（年に1回開催）
各年度の事業・決算報告、翌年度の事業計画案・予算案の検討と承認、理事の選任等
- ・理事会（年に1回以上必要に応じて開催）
社員総会の議案・成年後見受任の可否・その他の重要事項の検討と決定
- ・運営委員会（月に1回開催）
事業の経過報告、理事会への提案事項・事業の計画案・権利擁護に関する事案等の検討、内部学習会等
- ・後見事業部会（月に1回開催）
成年後見活動の報告・検討等



市民学習会